

紀

要

第 18 号

2005. 3

滋賀県文化財保護協会
法人

紫香楽宮址発掘

—昭和5年の発掘調査の経緯—

畑 中 英 二

1. はじめに

近年、信楽町教育委員会（現甲賀市教育委員会）の継続的な調査によって紫香楽宮の所在地は宮町遺跡にそれをあてるという見解がほぼ確定した。

それまで、紫香楽宮の所在地は国史跡に指定されているように内裏野丘陵上にあるとされてきた。しかし、昭和50年代からの文書調査や年輪年代測定法の開発を契機に、内裏野丘陵とは異なる宮町に紫香楽宮が所在していたのではないかという可能性が生じた。それ以来、地元である信楽町教育委員会は発掘調査を継続してきたのだった。

ともあれ、現時点で甲賀寺と推定される遺跡を何故紫香楽宮として国史跡指定したのであろうか。また、昭和5年に実施された発掘調査に至る経緯は何だったのか、その調査成果はどのように還元されたのであろうか。本稿では、当時の状況がわかる資料をみることにより、それらの問題についてふれてみたい。

2. 紫香楽宮の史蹟指定

大正8年に制定された史蹟名勝天然記念物法は、欧米での議論に影響を受けつつ成熟をみた黒板勝美氏（黒板1912）や浜田耕作氏（浜田1916）の提言が活かされたとは言い難く、先行した古社寺保存法の延長線上にあり、保存金の交付といった積極的な保護策を定めた条項を欠いている点においてはむしろ後退したものであったという（田中1982）。更に黒板・浜田両氏の提言とは裏腹に同法制定の最大の狙いは国家による歴史の選別的保護顕彰にあったといえる。

このような背景の中で「紫香楽宮」の史蹟指定がはかられていくのである。ここで紫香楽宮の指定に大き

な役割を担ったのは「内裏野」という地名であった。大正12（1923）年4月4日に史蹟名勝天然記念物調査員の黒板勝美氏が内裏野丘陵上の遺跡を紫香楽宮として指定すべく現地踏査を実施した。この時点で礎石129箇所が確認されている。同年4月17～22日に黒板の指導・助言を受けた滋賀縣史編纂主任牧野信之助氏の指示により滋賀縣土木技手原哲夫氏が実測を行う。黄瀬区を中心とする村民や青年団員によって礎石の捜索が始まり、既に見つかった129個の礎石に加えて、116個の礎石を発見することが出来た。ここで発見された礎石群は「内裏野」という地名から「南殿跡」「北殿跡」「後殿跡」「垣跡」とされ、紫香楽宮そのものであると判断された。それを受けて大正13（1924）年1月24日、雲井村黄瀬と牧にまたがる遺跡を滋賀縣告示史第1号（滋賀縣知事 末松借一郎）史蹟名勝天然記念物保存法第1條により「紫香楽宮址」として仮指定。大正15（1926）年10月20日には、内務省告示第158号（内務大臣 浜口雄幸）史蹟名勝天然記念物保存法第1條により「史蹟紫香楽宮址」として史蹟指定された。

この史蹟指定の後、昭和3（1928）年2月9日には、内務省発理第6号（内務大臣 鈴木喜三郎）史蹟名勝天然記念物保存法第5條第1項により滋賀縣が管理団体となり、11月には、滋賀縣保勝会により「紫香楽宮址」の石標1基および木製表示柱3本が設置される。石造標識は昭和6年に移設されるが現存する。昭和4（1929）年2月23日、地元土地所有者により、史跡地の大部分を雲井村に移管・登記が完了し、公有化が達成される。「紫香楽宮」として史蹟指定を受けて顕彰に向けて地元の動きがみられたということとなる。

滋賀縣告示史第1號

史蹟名勝天然記念物保存第1條ニヨリ左ノ通り假指定ス

大正十三年一月二四日

滋賀縣知事 末松借一郎

史蹟名勝	地名	番地目	地目	地積	所有者
紫香樂宮址	滋賀県甲賀郡雲井村大字黄瀬字半シ	一〇二三ノ一	山林	二四、〇五歩	中島政五郎
	同	一〇九三ノ一	同	一五、二四	田村幸吉
	同	一〇九四	墓地	三〇、〇〇	雲井村
	同	一〇九七	山林	五〇、〇〇	雲林院善四郎 中島文六
	同	一一〇七 (ノ一部分)	田 内實院	八、二九 一〇、一一	雲林院圓三郎
	同	一一一〇	山林	二五、一一	中島半治外十六名
	同	一一一〇ハ	同	一六、〇〇	奥田香之助
	同	一一一〇ハノ一	山林	一六、〇〇	雲林院卯之吉
	同	一一一〇九	同	一三、〇〇	雲林院横三郎
	同	一一一一	同	二五、〇〇	雲林院奥市
同	大字牧字蔭ヶ谷	一一六〇	同	一四、〇九	中西彌兵衛
	同	一〇六一	同	六、一八	辻辰吉
	同	一〇六二	同	六、一八	同
	同	一〇六三	同	一六、〇〇	同
	同	一〇七一	田	三、〇〇	中西彌兵衛
	同	一〇七一ノ一	原野	二、一九	同
	同	一〇七二	山林	五、〇〇	同
	同	一〇七三ノ一	同	六、一〇	中西傳治郎
	同	字イモウ 一〇七四	同	五〇、〇〇	中西彌兵衛
	以上區域内ニ包含スル道路				

この動きを受けて、地元雲井村を中心に保存会が立ち上げられた。その趣意書は以下の通りである。

紫香樂宮址保存会趣意書

奈良朝七拾有余年の文化は殆んど奈良を中心として輝き出でたるもの、如しと雖も一度國史を檢せるものは、かの萬代の聖天子畏くも聖武天皇が佛教文化の中心に此處紫香羅樂の地を奠め給はんと天平十五年七月以降行幸遂に帝都を遷させ給ひて一年有餘ヶ月此の紫香樂に都せられしことを知るなるへし、圍繞せる峻峰清冽なる流自然の美觀に富み、且幽邃を極めたる此地に圓に宮柱太藪立て給はんと看々新都の遠管に盡され給ひしも、種々の事情は帝の御雄圖を全からしめず、此地を去り給ふのこむなきに至れるなり、爾後墨霜を閱みすること一千有餘年宮址の松籟昔を知り得顔に御雄圖は空しく二百有餘箇の礎石に名残を惜しむ、此靈地こそ我が雲井村なる名も内裡野と稱する丘地に嚴存せる紫香樂宮址なれ、げにや整然たる礎石の配置と、發掘せる布目瓦何れも燦爛たる往時の莊觀を追想するに足るべし、覺えず崇高なる靈感に打たる、近時世の耳目を集むること著しく史寮の探究日に多し、殊に斯界の權威黑板博士柴田常惠氏の如き実査研鑽せらるゝこと數度、大正十五年十月二十日内務省は史蹟名勝天然記念物保存法により指定せらるゝ實に故似ありと言ふべきなり、然るに現存宮址地域たるや多くは私有に屬し自然に放任され漸やく礎石の残影を保つに過ぎず、今にして完全なる之が保存の途を講ぜざらんか可情聖地を煙滅に白反するの憂なきやを村民風に意を惹に致せしも楚其資よく微村の圖示所に非ず爰に紫香樂宮址保存会を設立せし所以にして、依つて以て弘く社会の協賛

を需め初期の目的を達成せんと欲す冀くは大方諸賢此不朽にして而も緊要なるべき事業に深厚なる賛意を興へらるゝを俟に応分の出捐を呑み給はざらんことを

昭和三年 月

茶番樂宮趾保存会

総裁	滋賀県知事	堀田 鼎			
会長	雲井村長	宇田和夫			
副会長	全助役	中西安藏			
顧問	滋賀県内務部長	土居通次			
	滋賀県学務部長	下村克義			
	滋賀県警察部長	伴 泉			
名誉理事	滋賀県社会課長	松山藤太郎			
理事		中島徳衛門			
評議員					
水口町長	青木亮貫	石部町長	山中善太郎	土山町長	池平春吉
長野町長	秋野政郎	三雲村長	芦田佐兵衛	岩根村長	中村善四郎
下田村長	谷栗五郎	伴谷村長	西谷忠兵衛	柏木村長	林 未吉
大野村長	長政次郎	佐山村長	岡村良太郎	鮎河村長	水上豊吉
山内村長	中森武助	大原村長	井村継次郎	油日村長	方淵初次郎
宮 村長	船見源太郎	龍池村長	森口泰治	寺庄村長	杉本丑松
貴生川村長	山中文治郎	南杣村長	岡本金十郎	北杣村長	岡崎安吉
小原村長	大谷政治郎	朝宮村長	辻本豊吉	多羅尾村長	北崎鉦太郎

3. 中島徳右衛門氏の日記から

このようにして立ち上げられた保存会であるが、その中心的役割を担ったのが中島徳右衛門氏であつ

た。かれの日記から保存会にかける想いをうかがうこととしよう。

緒

茶番樂宮趾ト称スルハ最近史蹟調査会ニ依テ附名セラレシモノニシテ、地方一般ニ於テハ常ニ内裏野ト言フモノ多シ、又一ニ内裏野サレト唱フルハ此処ニ一小祠ノ存在ヲ物語ルモノナリ

地域ハ雲井村大字黄瀬字半シニアツテ俗ニ東山トモ言フ、小祠ノアル処、老松生存セル面積字黄瀬ノ共有地ナリ、附近ハ元來黄瀬有ナリシモ其後（年代不詳）ニ住民ノモノニ領興セラレシモノト覺ウ。此地モト分家セシモノニワ俗ニ六枚山ト称シ一戸平均六竿ノ山林ヲ持有ノウチヨリ分配スルノ風習ニヨルモノナリ、此風習ハ明治ノ初年ニ中絶セラレタリ。

明治二十年頃ニ黄瀬学校老儒トシテ命名高カリシ鳥居春義先生ハ日夕学生ニ此靈地ヲ復興スベキ圖ヲ訓育セラレ以テ毎午学生ヲ此地ニ引率シテ現地講話ヲセラレシコトヲ筆者等ハ今尚記憶セリ。

此地ハ底部ニ陶土ヲ産スルガタメ工場者ハ民有地ナルヲ寄貨トシ極メテ高價ニ土地ノ売買ヲ行ハレタト。併シ鳥居老儒ノ神域不可侵ノ訓育ハ有形ニ將夕無形ニ偉大ノ盛化ヲ与へ、所有者モ此地ニ採土スルハカメテ避ケワ、アリシ状態ナリシハ今ニシテ思ヘバ老儒ノ學識ト先見ハ優ニ当時ノ高德ヲ追想スルニ余リアルナリ。カクシテ相当心アルモノハ此由緒アル地域ニ対シ多少ノ関心ヲ有セシモ当時ノ人心ハ徒ニ荒唐無稽ノ説トナシ殆レド山師的蔑視セラレタリシモノナリ

以來歲月水ノ流ル、ガ如ク、唯櫓辺一片ノ葎栢トシテ看過ギセラレタリシモ、筆者曾テ本那々會議員ニ

選出サレシ際遇ニ郡内各地ノ屋路調完成ノ聲ニ充タサレ当村モ又希焉樞要ノ他ヲ選定スルヤ此地方国家的靈地トシテ保存ナ必要ト一般人心ニ感化ヲ与ヘレカタメニ特ニ樞要地選定ノ編入ヲ叫ブヤ幸ヒニ多尻ノ容ル、所トナリ屋路調ニ加ハルト共ニ大ニ社管ノ耳ヲ動カシ以テ官廳方面ヨリモヤ、注意ヲ惹起シテ大正〇年滋賀県史蹟調査委員トシテ小島捨治郎氏初メ県史ノ出張セラル、〇数字博士学士ノ來、往又頻々トシテ漸次其聲ヲ高メラレタリ。

大正十五年盛夏ニ頃奈良高師校長水本要太郎氏、小島調査委員等共ニ出張調査セラル、〇三日間宿泊連日種々要領ヲ探究セラレタリ。此間甲賀郡長タリシ早川清三、松原五百蔵山本武夫氏等或ハ郡會議長等ノ視察等ハ東京大学柴田常惠或ハ黑板勝美博士、京大天沼博士等ノ來訪セラル、〇數回、黑板博士ハ前後三四ノ後大正一三年迄ニ内務省史蹟保存トシテ指セラル、ニ至レリ

歴代知事ノ巡視セラレシ尊名森正隆知事ハ未ダ一般ノ耳目ニセザル時己ニ此地ヲ視察シテ其由緒ノ深甚ナル〇ヲ説述セラレ保存ノ必要ヲ説示セラレテ筆者ハ非常ノ感動ヲ受ケタリ。大正〇年來松借一郎閣下ヲハジメ黒崎、田寺、堰田義一郎、堰田鼎、伊藤武彦閣下ヲハジメニ見知事閣下等ノ巡視ヲ受ケ其他名士ノ來訪セラル、モノ數多ナリ

本指定ニヨリ史蹟保存地トナリヤ直ニ土地買収ニ當リ幸ヒニシテ補助金貳千円ノ交付ヲ受ケタルヲ以テ現在黄瀬共有地ヲ無償交付ノ外全部代償ニヨリ買収ヲ遂ゲタリ

此買収ニハ随分價額ノ交渉ニ困難セシモ漸ク説得無事圓滿ノ落着ヲ見タリ

史蹟保存造ニ協セラレタル校長〇岡島為治郎神崎新吉、山崎新逸、徳本辰之助、西田熊治郎、諸氏ノ勞頗ル大ナルモノナリ

このように、史蹟の保存に並々ならぬ強い想いを注いだ徳右衛門氏であるが、彼の日記を辿ることによって昭和5年の肥後和男氏による発掘調査のよう

すを垣間見ることが出来る。関係する部分を抜粋してみよう。

昭和5年1月4日

滋賀県学務部社会課ヨリ明五日午前十時五十二分貴生川駅着ノ予定ニテ当地來向ノ通院ヲ受ク一月五日午前十時左ノ一行ヲ貴生川駅ニ迎フ

芳名 黑板文学博士
西田文学博士
浜田文学博士
肥後文学士
島田文学士
山口滋賀県内務部長
松山県社会課長
大朝記者川田市丞
大毎記者 〇
京都帝国大学 鈴木増治郎
永井水口工区所長
原水口工区技手
滋賀県社会主事補〇
外測量工夫二名

二台ノ自動車二分乗シテ午前十一時雲井尋常高等小学校ニ着シ作法室ニ休憩ス同室ニテ一行ハ午食ヲ喫シ午

後一時岡所ヲ出デ、現地ニ臨ミ愈其發掘作業ニ奉仕ス

管理者中島徳衛門之ガ指揮ト監勵ニ當ル此日寒風凜冽實ニ肌ヲ透スモ各有志ハ物トモセズ却シテ流汗淋漓ノ下ニ作業ヲ続ク

午後第四時頃ニ至リ東方面ノ史蹟標柱ノアル北部ノ一角ニ偶然礎石ヲ發見ス其數十ハ此箇所老松繁茂シ一面ノ柴及推草蕃殖シ從來盛ニ松茸發生セシ場所ナリ最初出動人夫ガ金棒ヲ以テ土面ヲ圖圖廻シテ圓形体ノ音響ヲ目標ニ掘リ下ゲルコト約ハ寸以上規律正シク礎石ヲ見出セリ黑板博士ヲ初メ從事者ハ一岡驚善ニ溢レ薄暮作業ヲ停止ス

黑板博士、浜田博士、西田博士並松山課長等ハ明日再会ヲ約シ一旦帰降セラル

肥後島田文學士外三氏ヲ信樂町料亭ニ送ル

(略)

以後ニ五日至ル大發掘ニ當リ

奉仕人共、芳名左記ノ如クニシテ其勞ヲ易謝ス 199名記名

1月6日

今日モ又西北ノ風強烈寒氣慄然タルモ各員ハ午前八時ニ己ニ現地ニ集合ス

島田、肥後兩學士指揮、監督ノ下ニ中島管理人等各從事者ヲ激勵シテ發掘ヲナス

午前十一時頃黑板博士、松山社會課長來場アリ此日午後西方面ニ當リ、昨日發見セシ東方面ノ対立的礎石十二個ヲ發見ス

午後三時ニ至リ大成功ヲ祝シテ休止ス。博士ト課長ハ帰降セラル。肥後島田兩學士ト大西写真ハ信樂町ニ宿泊セラル

青年奉仕團員二十名

1月7日

風強ク寒威益々加ハレドモ各員躊躇セズ

肥後島田兩學士早朝ヨリ出張セラル

青年奉仕團員十名

此日南門(正面)ヲ發掘ス十二個外礎石十個ヲ見出ス

益々好調ヲ喜ビ午後四時半休止ス

島田博士及大西写真士ハ後亭肥後學士ニ託シ一先ヅ帰京セラル

1月8日

肥後學士指揮ノ下ニ發掘着手西北隅ニ新礎石十六個ヲ發見ス。今夜役場樓上ニ宿泊中島管理者等ト協議ヲ疑ラス

1月9日

早朝飛雪ノ内ニ當村消防組及在郷軍人会ノ総動員ヲ行ヒ、大々的發掘ヲ企ツ計尙百貳拾名

此日東邦ニ於テ礎ノ巨大ナルモノヲ發見ス礎石十七個ニ二十八尺四面ナリ、中央ニ一段高キ巨石アリ之ヲ標準トシテ周圍ニ探掘シタルモノ、コレ實ニ五重ノ塔趾トシテ適確ニ立証スルニ足ルモノナリト肥後學士ハ大ニ満足セラレ以テ多年ノ甲賀寺趾ノ疑問ヲ一朝求解セリト稱セラル勞務奉仕者魁勇ノタメニ茶菓ヲ饗ス午後五時休止ス

1月10日

肥後氏指導ノ下ニ探掘ス奉仕者青年團員二十名

各所散在礎石及古釘花瓦ノ破片ヲ掘出ス肥後氏午後五時二十分所用ニヨリ一先ヅ帰京シ後事ヲ中島管理人ニ記ス

1月11日

青年奉仕者二十名、カヲ得テ老生指揮各所ノ整理発掘ヲナス

校長山崎新遠氏連日出場ノ勞ヲ謝ス

1月12日

休止ス

1月14日

連日作業発掘ノ残部ニ就キ更ニ二十五日ヨリ各字有志ノ奉仕ヲ募ルノ通牒ヲ發ス

1月15日

雲井尋常高等小学校生徒宮趾ニ参拝ス。発掘礎ニツキ連日來ノ説明ヲ生徒ニナス

1月18日

粟太郡金勝村大宮神社從七位大宮豊氏總代、深田耕治郎外五名參觀古瓦礎石ノ説明ヲナス

京都大学肥後學士ヨリ二十五六日頃秦村予告ノ通信ヲ受ク

1月19日

雪降ル勇ヲ鼓レテ発掘作業ヲナス。牧勅旨ノ住民奉仕

1月20日

天地晴朗ナレドモ風強シ黄瀬宮町住民奉仕

1月21日 快晴

特別一人夫雲林院國吉、風林院健蔵、水野藤吉、ノ三名奉仕作業ス

1月24日

奉仕人員五十二名

山崎校長中島徳右衛門兩名指揮ヲナス

三重県榎山砂防士官所長澤氏及雲井砂防工官所長山中屋治郎氏現場ヲ參觀セラレテ詳細説明ヲナス

1月25日

奉仕人員先日來ヨリ不定、人夫四名、澤井四郎、高井金治郎、澤吉次郎、大西忠四郎以上午前十時。肥後文學士來趾、午後宇鍋池カナクワ跡ヲ発掘ス山崎、中島同行ス

1月26日

西田直二郎博士、肥後學士、中西用康、有光教一、岸本準二、西堀一三、石垣亮吉、山本林各京大、一行來趾、視察セラル大宇宮町西香院觀音像及大日堂仏像ヲ視察シテ午後六時帰京セラル

1月28日

現地實地測量ノ件ニ就キ土木技手原哲夫氏ニ依頼ス(電話)

1月29日

肥後文學士ヨリ紫香樂宮趾採掘中ノ謝状并ニ宮町大日像ノ保存方獎勵ノ件來信

一月五日以後二十五日ニ至ル大掘堀ニ當リ奉仕人夫ノ芳名左記ノ如クニシテ其ノ勞ヲ謝ス(筆者) 中島徳右衛門

大西彦三 中島儀一 谷口三蔵 大西豊一 中島俊治 山口勘治郎 中島平十郎 大西英一 雲林院金作
安田久雄 安田熊治 大西正一 小西友一 大西忠治 大西梅次郎 大西栄一 大西房太郎 大西信行 安
田未治 大西宇八 宇田孫三郎 小西与七 徳地徳太郎 高井仁平次 小西元治郎 小西芳蔵 宇田左治兵
衛 小西源蔵 小西祐治 望月石松 宇田菊治 宇田國吉 宇田春吉 杉本奈良吉 高井惣介 小谷柳吉
澤浅治郎 澤善蔵 大西安介 大西善代松 澤捨吉 大西市次郎 小谷才介 高井栄次郎 宇田庄太郎 高
井久治郎 宇田善蔵 宇田元吉 高井儀蔵 宇田治郎吉 宇田与介 高井仁作 澤勝助 宇田昇太郎 高井
佐太郎 小谷庄三郎 小林藤五郎 森栄助 辻嘉蔵 高井万吉 大西栄治郎 田村鉄蔵 上野孫一郎 上野
忠三郎 杉本文平 辻嘉三郎 山本次郎 高井三吉 山本権吉 山本貴市 奥村久蔵 田村助三郎 田村勘

四郎 辻岩蔵 中西卯之助 杉本采助 田中泰 中西貞次郎 中西傳治郎 辻亀吉 大西治右工門 高井平吉 宇田庄蔵 高井利介 黄瀬安吉 黄瀬松吉 黄瀬勘六 黄瀬平治 三カ月安治郎 田村ハ右工門 田村寛太郎 猪飼善平次 井上安太郎 加藤和三郎 井上松次郎 黄瀬忠兵衛 黄瀬園市 黄瀬利次 黄瀬利次
4月5日

東方産 池二山 壱千本ヲ植栽ス崩壊防備ノタメナリ。ニ建設シタル紫香樂宮趾ノ標石柱ハ新路創設ニヨリ移転ノ必要ヲ認め県へ稟許可アリタルヲ以テ現在ノ箇所ニ移転工事ヲ金參拾円ニテ宮町石工ニ委託ス

四月二十二日ヨリ二十五日至リ元本県上本技手小松某ヲシテ宮趾実地測量ヲ行フ

7月25日

衆太郡手原里内文庫ヨリ華花種ヲ寄贈セラル
雲井尋常小学校若井訓導ニ播種ヲ委嘱ス

昭和5年の肥後和男氏による発掘調査については事細かに記されているが、何故調査に至ったのかについては記されていない。が、1月9日に肥後氏が「多年ノ甲賀寺趾ノ疑問ヲ一朝氷解セリ」とする調査成果については記している。ともあれ、地元が中島徳右衛門氏を中心として史蹟の保存の一環として肥後和男氏の調査に多大なる協力をしていること、その後も史蹟の保全に力を尽くしていたことがうか

がわれるのである。

4. 肥後和男氏の調査日報から

何故、昭和5年の調査に至ったのかについては、中島徳右衛門氏の日記からはうかがい知ることが出来なかった。そこで、肥後和男氏によって著された報告書（肥後1931）からその経緯をみることにしよう。

この時新に礎石を発見すること十数個に及び、併せて二百五十七箇の礎石の存在を明らかにした。かくの如き形勢は、自ら遺跡保存の必要を思はしめ大正一五年一月二四日を以て、次の如き告示の發表を見た。

この區域は、大正一五年十月二十日内務省告示第五百五十八號を以て、史蹟名勝天然記念物保存法第一條により保存すべき史蹟として本指定を受けた。この間甲賀郡志、滋賀県史の編纂あり、各この遺跡について言及するところがあった。

(略)

かくの如く、この遺跡は既に紫香樂宮趾として國家の指定を受け、且その實測圖を併せて詳かな記述もあることであるから、これ以上に調査と研究を続ける必要はないように見へもする。然し必しもそうではない。私は昭和二年の四月、始めてこの遺跡を訪れたものであるが、保勝曾の囑託を受け宮趾の調査に従事するに至って暫くこの問題について深く考へるようになった。まづ思ったのは、奈良朝の遺跡にして、かくの如く礎石の多数依存するものは、あまりないのであらう。況や宮趾として、かかる例は、他に全くその例を見ざるところである。従ってこれが全貌を明らかにすることは、一般宮趾研究の上に、極めて必要なことでなければならぬ。ところで従来露出してゐる礎石の配置を見るに、聊か寺院趾に類するところもあって、甲賀寺趾説がそこから発生するのであるが、これを決定するにも、この遺跡はなほ一層精密に調査さるべき必要がある。而もこの調査は相當に有望である。なんとなればこの遺跡に於ける礎石の遺存は、かなり良好であるから、なほ調査し搜索するならば、必ずや新しき発見あるべく、それによって遺跡に於ける建物の配置や性質が明らかになるかも知れない。この意味に於て、調査を新にする必要があると考へたから昭和四年秋、文部省に上申するとその子があった。その結果黒板博士玄の下に、これが遂行を許され、翌五年一月に至って、次の如き経過の下に調査をなしたのである。

つまり、肥後氏は遺構の在り方からみると寺院に類するものではないかとし、内裏野丘陵上に史蹟指定された遺構を紫香楽宮と見る考え方について疑問を呈している。確かに、今日的な考え方からみても内裏野丘陵の遺構そのものは寺院のそれであること

は明らかである。そこで、その疑問を明らかにすべく、史蹟指定にあたって学術的な評価を下した黒板勝美氏の立ち会いの下で調査を行うことになったのであった。

昭和五年一月六日

晴 京都驛で、濱田・西田両博士・島田貞彦氏・鈴木・大西両寫眞師と落ち合ひ、九時三十分出発、大津から碓本久義氏が乗りこみ、十時すぎ、賑かに貴生川についた。雲井村が用意してくれた自動車で北山の峠道へさしかゝると、前を行く自動車の中に黒板博士の後姿が見えた。それでこのうすら寒く晴れた日を、雲井小学校に顔を揃へたのは、黒板・濱田・西田三博士の外に、縣の内務部長山口和尚氏社會課碓本久義氏・雲井村長宇田和夫氏岡助役中西安藤氏・郵便局長中島徳衛門氏小学校長山崎新逸氏それに私と新聞社の人々であった。晝食を了つて遺跡に赴き、先づ内裏野祠前に顔つき、ついで笹と灌木の茂みを分けて、従来知られて居る礎石群を一巡した上、博士達は長野長の古い窠跡を見られる為、若干の指令を残されたまゝ南へ去られたが、時はまだ午後二時を少し過ぎたばかりである。人夫も多数用意されて居たことであるから、後に残った島田氏と私とは相談の上、この遺跡に向つて少しく鉄をいれて見ることにした。それで中央にならぶこの主要建造物趾を、假に前殿後殿とよぶならば、両者の中間をずっと東へよつた位置に、少しく地盛の形跡が見える地区 そこには稍太い松の本が数本立つて居た を指図して、捜りを入れさせた見た。格別の手應はなかつたがなほ當りをつけて見るように云ひつけた處、私は他の場所を撮影すべく鈴木氏と共に立ち去ると、間もなく人夫が来て石がありましたと告げた。行つて見るとやはりその地盛の形の中に潜んで居たのだ。聽てこゝには、南北に四箇の礎石が並んで居ることが知られたが、最初に発見したものはその北より二番目のものであった。これに力を得て次ぎ次ぎに捜りを入れた結果、この列の東に三列あり、南北に長い三間三面の殿堂趾の存在を確かめ得たのである。而もその北端の列の東への延長上に、なほ二つの礎石が高さを異にしつゝかくれて居ることが分かつた。これらの全姿をあらはすことは明日のこととし、粉雪の中を長野町の旅館に引き上げたが、町の入口にある新宮神社の境内で、宮座を見て居られる博士達にお目にかゝったからとりあへずこの発見を報告して置いた。

一月九日

朝起きて見ると一面の雪であつた。今日は雲井村全体の在郷軍人消防組等總出の豫定であるから、九時少し過ぎて遺跡に赴き、今日の部署を考えて居る中に、なほ降りかゝる粉雪を冒して、續々集り来るもの七十六人に及んだ。これを五班に分ち、第一第二第三班をしてそれぞれ東殿趾南門趾西北殿趾の清掃に當らしめ、第五班には特に従来手をつけなかつた舊道方久の丘阜の形を寫す部分の礎石を捜らしめた。各班はそれぞれ部署につき作業を開始したが、間もなく第五班から礎石が発見されたと云つて来た。そこには従前松林の中に大きい石が一つ頭を出して居たが、その周囲に他の礎石が埋没して居ることが分かつたのである。すぐ塔趾だと思つた。かくして塔の約束に従つて心柱 従来露出せしもの のそれを中心に、一六の礎石が、順次その存在を確かめられた。千年の間埋もれて居た石が、再び人々の眼前にその姿を現はしたのだ。一辺の長さが約三十尺と測られた。石の大きさが我々を驚かせた。特に西北隅のそれは方六尺もあらう。それは又その上に聳え立つた塔が、いかに大きいしつかりしたものであつたかを暗示した。多分五重塔であつたらうか。これは余の想像であつた。

塔趾 寺院趾 甲賀寺院趾、何だか多年の疑問が、一瞬の間に解決された様な気がした。この正南にある三間二面の礎石群は、して見るとまさしく門趾である。北に離れて散在する礎石群は或は講堂か。それとの間にも礎石があつたらそれは金堂に違ひない。私はかく考へてこの塔と講堂 と考えたものゝ中間

地区を捜って見た。礎石はあった。けれどもあまりに小さく数も多い僅かに二つ東西に並んで発見されただけである。然し私はこの辺りは一度土がとられた形跡があるから、その為礎石が失はれてしまったものと考えた。

これで豫定した地区の調査は殆ど完了したから、細部は後日に譲ることとして、一切を村長及中島徳右衛門氏に托し、白雪を踏んで信楽谷を出て貴生川を経て騎落した。

一月二五日

前回の調査により遺跡の大要を明らかにしたが、例の金堂？の問題もあるし、今一應あたって見ようと思ひ、再び信楽に入ったが、中島氏に案内されて、遺跡へ行くと、氏の努力により全体が整理清掃され、殆ど私が手を入れるべき余地はなくなって居た。そして私が先に金堂趾を求めたのは全く誤りであることが明白になった。といふのは塔趾の北に発見された小さい礎石は、実は塔を囲む垣牆の礎石で、その東にそれに連なるものが三つばかり発見された外、例の東殿の東に東西に並んだ二箇の礎石とも、連絡することが分かり、これらは塔趾と門趾とを併せて一箇の塔院を形成して居た事実が明瞭になり、この遺跡は東西二區に分かれて居たわけではなく、全体が一つのものとして考察するべきであり、全体が一の寺院趾の形を示して居ることを知った。この外東北殿・西北殿の北に横はりし一列の礎石群が、一列ではなく、質は二列なりしことも明らかにされて居た。それでも余はなほ二三の場所を捜って見たが、到底新しき発見をなし得なかつた。それからこの丘陵地帯の北方、集人川の流に近き鍛冶屋敷を調査した。それは丘陵と川との間に横る水田であるが、表土より六七寸にして、焼土の層あり、その中より鑛滓を出すのである。この日あまり大きいものは出なかつた。役場に一泊。

1月9日の調査において、塔跡とみられる礎石をみいだした。肥後氏が「多年の疑問が、一瞬の間に解決された様な気がした」と述べられるように、寺院につきものの塔跡が検出されたことから、礎石群を紫香樂宮のもとして「南殿跡」「北殿跡」「後殿跡」「垣跡」とみなす解釈に対する疑問が氷解したのであろう。この日の肥後氏の感激ぶりは、先に挙げた中島徳右衛門氏の日記からもうかがい知ることが出来

る。肥後氏の調査日誌は、1月9日以降の記述は淡々としたものであることから、この日の調査成果こそが待ち望んでいたことであつたとみて大過ないだろう。

では、肥後氏はこの調査成果をふまえて、どのような結論を導き出したのであろうか。以下にみてみよう。

上述し来たところに據って、この遺跡を判断すればどうなるであろうか。その遺跡はプラレに於て東大寺に類し、瓦に於て山城國分寺と同一なるものである。

私は読者諸君が恐らく豫想されるであらう如く、これこそ甲賀宮國分寺の遺趾であらうと思ふ。

甲賀宮國分寺の意味については、二つの解釈が可能であり、一は甲賀宮を後に國分寺に改めたとするものであり、他は甲賀宮は即甲賀寺であり又國分寺であるとするものであるこの中前者の解釈がより妥當であるまいか、前述したのであるが遺跡からいへば後者の説も又捨て難いといはなければならぬ。

(略)

甲賀宮甲賀寺が一致しにくいといふことがいへるかと思ふしかたがたこの遺趾は本来甲賀宮のそれでありそれに塔趾などがあって全く寺院風であるのは後にそれを近江國分寺にした為であるといふ解釈でいいのではないかと思ふ。そうすれば甲賀寺がどこかになければならないがそれは恐らくこの丘陵の間にあるのであろう今はつきりこれを指示し得ない。

またこの遺趾が東大寺風のプラレをもつこともそれが寧ろその時代の或は同一技師の設計に成つたとでも考へると問題はなからう。天平寶寺六年の石山院に関する文書にも「大宮」「宮」とかいひ甲賀宮といふもの

が恐らく寺とは別にあつたかのように考へられる。然し文献としてその立場をもち遺跡は遺跡としてその主張を有する。両者を正しく結合することはなかなか困難である。この遺跡が謂ふところの甲賀宮園分寺のそれであることは略疑がないが甲賀宮と甲賀寺との関係に至ってはなほ十分の解釈を得るに至らない。近江國輿地志略に紫香樂の離宮を改めて甲賀寺としそこに行幸ありし為甲賀宮とも稱したといふ解釈は極めて明快であるが文献の解釈はこれを以て必ずしも正しき結論とは云はせない遺跡亦これを検証しない。甲賀郡志では、「此宮と寺とは同一境内に在りし者なり」とし滋賀県史には宮の構内に甲賀寺を營まれたこと、解せられると云つて居るが、共に検地については宮寺の関係を明らかにして居ない。私も亦これを甲賀宮園分寺址といふ以上には自信ある結論をもたない。この点読者諸君の満足せられざるところであらう。然し私の仕事は少なくとも遺跡の全形貌を明らかにした。立証の基礎を興へることが出来た。その上に立つ結論それは人々によっていろいろあるであらう。それは人々の自由なる研究に任せたい。

誰もが宮町の水田の下に紫香樂宮が眠っていることを想像し得ず、中でも掘立柱建物の検出方法が未開発であつた段階において、今日的な視点を以て是非を問うのは問題があらう。こういった状況下で、肥後氏は様々な可能性を提示された上で、「これを甲賀宮園分寺址といふ以上には自信ある結論をもたない」とされている。そして、甲賀寺や紫香樂宮の所在地については、この基礎的な研究に立脚した「自由なる研究に任せたい」とされているのである。つまり、直接的に紫香樂宮と確言できるものではなく甲賀宮園分寺の遺構であるということが述べられたのであつて、代案は無いものの史蹟指定の根拠に疑義を呈するものとなっている。当然のことながら、地元信衆をはじめとして少なからず動揺があつたのではないだろうか。とはいえ、穿った言い方ではあるが、紫香樂宮の後身が甲賀宮園分寺であつたなどという幾つかの逃げ道ともいふべき解釈が用意されていたことも見逃せない。

5. その後の紫香樂宮址

この調査結果が地元信衆に如何なる衝撃を与えたかは寡聞にして知らない。その後の史蹟整備の動きについて時間を追つてみてみよう。

昭和7(1932)年9月10日～20日、滋賀縣社寺課により経費130円で石造標識と石製柵が設置される。昭和8(1933)年9月15日～10月31日および翌年3月1日～31日、滋賀縣社寺課により経費535円で礎石周柵木柵建設、指定地周柵植樹工事を実施。礎石周柵木柵は、金堂・中門・塔・塔院中門・講堂・鐘樓・経樓・僧坊の各遺構周辺に焼き杉

丸太を1.5尺間隔で設けるもので、植樹は1間に3本づつ3重に行われた。

昭和10(1935)年3月28日～31日、滋賀縣社寺課により経費300円で制札、遺構標石、遺構保存用置砂事業が実施される。遺構標石は昭和3年設置の木製標柱に代えるものであつた。置砂は、各遺構総面積400坪に対して厚さ3寸平均で実施された。

昭和12(1937)年2月10日～3月20日、滋賀縣社寺課により経費24円で僧坊・経樓・講堂に遺構標石が設置される。

以上の流れを見る限りにおいては、昭和5年の肥後氏の調査結果を受けて、寺院として整備を開始していることが理解できる。「紫香樂宮」として史蹟指定を受けているにもかかわらず、寺院址を示す遺構表示を行っているところに解決しきれない問題を抱えているといえよう。ちなみにこの整備は「滋賀縣」が行つたものであり、地元信衆が行つたものではない。戦時中に少年期を過ごした地元の古老は、「聖武天皇の居られた紫香樂宮として勤勞奉仕の清掃を行つた」と語っている。加えて、この内裏野丘陵上の遺跡は、近年なお「宮址(ぐうし)」と呼び慣わされており、滋賀縣の行つた整備が地元根付いていなかったことを示す。とはいえ、地元には肥後氏の行つた調査・研究が無効であつたという様なエキセントリックな論調を見出すことは難しい。むしろ穏やかに「無視」されているようにも見受けられるのである。

黒板・肥後両氏の調査結果は大きな制約を前提にしていることに留意しなければならない。掘立柱建物の検出方法が確立していなかったことをはじめ、

平地の大規模発掘調査が実施されていないことを勘案すると、礎石のみを探索する様な「発掘調査」のみしか実施し得なかった。それ故礎石を用いない宮殿の発掘することは不可能に近かったといえるのである。文献史料の調査・研究および礎石の探索を限界とするような発掘調査の結果を情報の全てとした場合、自ずと導き出せる結論も限定されるものとなる。結論的に言えば、紫香楽宮・甲賀寺の調査・研究はここに来てボタンの掛け違いをしてしまったということになるのだ。所在地論争に見通しがつけられるのは、これより半世紀以上の時間を待たなければならないのであった。

なお、昭和20（1945）年には進駐軍を恐れて石造標識周囲石柵（昭和7年設置）を撤去。また、礎石周囲の木柵（昭和8年設置）も欠損、除去。制札木柵（昭和9年設置）も破壊される。天皇の「宮」として指定されているが故にイデオロギーの片棒を担

ぐことを余儀なくされ、時代と共に生きて行かざるを得なかった史蹟の姿がここにある。

6. おわりに

先に述べたように、昭和50年代以降の継続した調査によって、宮町（遺跡）に紫香楽宮があったと考えられるようになった。ただし、留意しておかなければならないのは、宮町に紫香楽宮があったということは遺構・遺物ともにほぼ確実視できるに至ったが、甲賀寺については消去法的に推定されたに留まるという点である。つまり、紫香楽宮はともかく、甲賀寺の所在地論争は終止符を打ったわけではないのだ。滋賀県教育委員会・甲賀市教育委員会による調査は継続される予定であるので、今後の進展に期待したい。

（はたなか えいじ：企画調査課 主任）

参考文献

- 黒坂勝美「史蹟遺物に関する意見書」『史学雑誌』23-5
1912年
田中 琢「遺跡遺物に関する保護原則の確立過程」『考古学
論考』平凡社 1982年

- 浜田耕作「歴史紀年物の保護」『大阪毎日新聞』2月22～27
日 1916年
肥後和男「紫香楽宮跡の研究」『滋賀県史蹟調査報告 四』
滋賀県保勝会 1931年

編集後記

紀要第18号をお届けします。今号は7本の原稿を掲載することができました。内容は縄文時代から現代におよび、中でも昭和初期の埋蔵文化財をめぐる状況の一端を明らかにした論考は、古い時代を対象にしている考古学も、現代史から自由ではないということを、改めて考えさせてくれるものです。

この紀要を職員の研究活動の成果として、今後もさらに研鑽を積んでいきたいと考えておりますので、みなさまからの積極的なご叱正・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(M.K.)

平成17年(2005年)3月

紀 要 第18号

編集・発行：財団法人滋賀県文化財保護協会
滋賀県大津市瀬田南大萱町1732-2
TEL (077)548-9780
FAX (077)543-1525
URL: <http://www.shiga-bunkazai.jp>
E-mail: mail@shiga-bunkazai.jp
印刷・製本 富士出版印刷株式会社